

## 第7節 定期点検（法第14条の3の2）

### 1 点検項目等（危則第62条の4）

- (1) 危則第62条の4に基づく定期点検の点検項目については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（H. 3. 5. 29 消防危第48号通知（H. 8. 2. 13 消防危第28号、H. 10. 9. 4 消防危第79号、H. 11. 6. 15 消防危第57号、H. 13. 3. 27 消防危第37号、H. 16. 3. 18 消防危第33号、H. 20. 3. 14 消防危第43号、H. 20. 9. 30 消防危第350号、H. 21. 2. 27 消防危第34号、H. 31. 4. 15 消防危第73号、R. 3. 3. 26 消防危第43号改正））の定期点検記録表によること。

なお、接地抵抗等、測定数値は記載すること。

- (2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の泡放出口の機能の適否に関する点検は、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えない。（H. 31. 4. 19 消防危第81号通知）
- (3) ドローンを用いて点検する場合については、第6節「予防規程制定（変更）承認申請」4(19)によること。

なお、屋外貯蔵タンクの点検にドローンを用いる場合は、上記のほか、「ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板等の点検に係るガイドライン」によること。

（R5. 3. 29 消防危第62号通知）

- (4) 危則第62条の4第1項第2号に関する運用については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について」（R. 6. 7. 31 消防危第223号通知）によること。

### 2 内部点検（危則第62条の5）

資料編「特定屋外タンク貯蔵所等の板厚点検・補修要領」によるほか、次によること。

#### (1) 開放周期

内部点検の開放周期は、タンクの種別ごとに下記によること。

	基本開放周期	1号措置	2号措置
新法	13年	15年	15年
新基準	12年	15年（※1）	14年
		13年（※2）	

1号措置：危則第62条の2の2第1項第1号に規定された措置

2号措置：危則第62条の2の2第1項第2号に規定された措置

※1：内部防食コーティングがガラスフレーク又はガラス繊維強化プラスチックライニングの場合

※2：内部防食コーティングがエポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装の場合

#### (2) 点検項目

ア 板厚に関する事項

(ア) 板厚測定方法

定点測定については、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(S. 52. 3. 30 消防危第56号通知)に示されている保安検査の測定方法により、連続測定については、「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」(S. 54. 12. 25 消防危第169号通知)に示されている測定方法により実施すること。

(イ) 板厚及び補修基準

板厚及び補修基準については、以下のとおりとする。

区分	部位	法令上の基準	補修が必要となる要件	
			定点測定	連続測定
新法	アニュラ板(アニュラ相当部底板を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危告示第4条の17の最小厚さ以上</li> <li>・危告示第79条の保有水平耐力を満足する厚さ以上</li> </ul>	「危険物規制事務に関する執務資料(屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係)の送付について」(H. 11. 6. 15 消防危第58号通知)による。	「特定屋外貯蔵タンクの内部点検等の検査方法に関する運用について」(H. 12. 8. 24 消防危第93号通知 (H. 14. 1. 22 消防危第17号改正))
	底板	・危告示第4条の17の最小厚さ以上		
新基準	アニュラ相当部底板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3. 2mm以上</li> <li>・危告示第79条の保有水平耐力を満足する厚さ以上</li> </ul>	「特定屋外タンク貯蔵所のうち旧法タンクの保安検査等における定点測定法による測定結果の取扱いについて」(H. 26. 5. 27 消防危第146号通知)による。	
	底板	・3. 2mm以上		

イ 溶接部に関する事項

(ア) 試験実施箇所

磁粉探傷試験又は浸透探傷試験の実施箇所については、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(S. 52. 3. 30 消防危第56号通知)に示されている保安検査の試験位置によること。

(イ) 試験基準

タンク底部の溶接部の基準については、危則第20条の8を満足すること。

(3) 休止に伴う内部点検期間の延長については、第1章第5節6による。

### 3 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検（危則第62条の5の2、第62条の5の3、第62条の5の4関係）

(1) 点検に係る運用については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（H. 16. 3. 18 消防危第33号通知（H. 19. 3. 28 消防危第66号、H. 22. 7. 8 消防危第144号、R. 1. 8. 27 消防危第120号、R. 2. 12. 25 消防危第301号改正））によること。

(2) 危則第62条の5の3の規定による「地下埋設配管」には、ピット、トレンチ等に設置されるものは原則含まない。

ただし、ピット、トレンチ内に流入する土砂等により腐食するおそれのあるものは当該地下埋設配管に含まれる。

(3) 平成15年12月17日総務省令第143号附則第3項により、平成16年4月1日の時点で、法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がなされていた製造所等が、同項第1号及び第2号の措置をしていた場合は、危則第62条の5の2第2項第1号及び第62条の5の3第2項の「危険物の漏れを覚知しその漏れを拡散を防止するための告示で定める措置」を行っているものとみなされるが、この内、二重殻タンクを設置しているものについては、同号に規定する「既設の製造所等に設けられた漏洩検知管を用いて1週間に1回以上危険物の漏れを確認する」という措置が行われているものとみなす。

(4) 設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法で、かつその方法が第三者機関の評価を受けている等、客観的に確認されている場合にあっては、当該方法を危告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定される「その他の方法」として認めることができる。（H. 31. 4. 19 消防危第81号通知）

なお、当該方法では、二重殻タンクの外殻の漏れの点検は行ったことにはならない。

(5) 休止に伴う地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の点検期間の延長については、第1章第5節8による。

(6) 危則第62条の5の4第2号に関する運用については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について」（R. 6. 7. 31 消防危第223号通知）によること。

### 4 泡消火設備の泡の適正な放出を確認する一体的な点検（危則第62条の5の5）

(1) 固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検については、「固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放

出を確認する一体的な点検に係る運用について」(H.17.3.30 消防危第63号通知)によること。

- (2) 当該点検は、危告示第72条第1号又は第2号のいずれの方法を用いてもよいが、定期点検又は完成検査時に、一の泡消火薬剤混合装置等につき一度は、第1号の方法により行う必要がある。

なお、当該第1号の方法により実施した後でも、薬剤タンク、混合器及び送液ポンプをすべて変更(取替えを含む。)した場合は、再度、定期点検又は完成検査時に、第1号の方法により実施する必要がある。

- (3) 当該点検は1年に1回以上実施すること。